

消費税率8%への引上げに合わせた 区分支給限度基準額の見直しについて

1. 基本的な考え方

- 区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げる。

2. 区分支給限度基準額の水準

(1) 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

要支援1	4, 970単位	⇒	5, 003単位
要支援2	10, 400単位	⇒	10, 473単位
要介護1	16, 580単位	⇒	16, 692単位
要介護2	19, 480単位	⇒	19, 616単位
要介護3	26, 750単位	⇒	26, 931単位
要介護4	30, 600単位	⇒	30, 806単位
要介護5	35, 830単位	⇒	36, 065単位

(2) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係る限度単位数

要支援1	4, 970単位	⇒	5, 003単位
要支援2	10, 400単位	⇒	10, 473単位
要介護1	17, 024単位	⇒	17, 146単位
要介護2	19, 091単位	⇒	19, 213単位
要介護3	21, 280単位	⇒	21, 432単位
要介護4	23, 347単位	⇒	23, 499単位
要介護5	25, 475単位	⇒	25, 658単位